平成２４年（フ）第４４４号
埼玉県所沢市大字下安松785番地の３
債務者　井上　文枝
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第５０６号
埼玉県川越市大字笠幡4490番地２　レオパレス本郷201号室
債務者　大出　俊
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第５１４号
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保381番地２
三芳グリーンハイム407号
債務者　津留　正夫
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第５１６号
埼玉県ふじみ野市苗間25番地22
債務者　伊藤チエコ
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第５３０号
埼玉県所沢市東所沢和田３丁目10番地の15
債務者　那須　福宗
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第５３１号
埼玉県所沢市東所沢和田３丁目10番地の15
債務者　那須　恭子
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第５３５号
埼玉県富士見市羽沢２丁目12番38号
債務者　真塩　昌美（旧姓鳴海）
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第５３８号
埼玉県川越市霞ケ関東１丁目20番地１　第２青木荘201号室
債務者　所　陽子
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第５４２号
埼玉県川越市上野田町４番地36　グリーンハイツ205号室
債務者　宮下　英之
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第６８７号
千葉県市原市草刈85番地３
債務者　齋藤　遥
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第７０７号
千葉県市川市新田３丁目15番３号　コスモパーク202号
債務者　引地洋一郎
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第７０８号
千葉県市川市新田３丁目15番３号　コスモパーク202号
債務者　引地　昌子
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第７６２号
千葉県八千代市大和田新田1077番地74
債務者　宮谷　洋
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第７９９号
千葉市花見川区幕張本郷２丁目９番13―307号
債務者　小山　憲治
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１４２０号
愛知県知多市つつじが丘２丁目１番地　24―502
債務者　富盛　淑穂
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１４４６号
愛知県豊明市新田町門先９番地１　ピアレス明和302号
債務者　平間　千春（旧姓近藤・大松）
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１４５５号
名古屋市北区辻町５丁目11番地　コーポ辻202号
債務者　新井浩光こと　朴　浩光
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部